

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

ページ

規 則

○低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (総務部税務課)

○公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (保健福祉部食品衛生課)

○北海道企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 (経済部企業誘致課)

○北海道観光審議会条例施行規則を廃止する規則 (経済部観光振興課)

道企業管理規程

○公益法人等への企業職員の派遣等に関する規程

公布された規則のあらまし

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第百十二号)

一 趣旨及び内容

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例等の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、一部の規定を除き、平成十三年十一月十三日から施行することとした。
公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(規則第百十三号)

一 趣旨

公衆浴場を取り巻く衛生の現状にかんがみ、その衛生水準の維持及び確保を図るため、必要な措置の基準について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

公衆浴場の水質基準にレジオネラ属菌に係るものを加えることとした(第二条の三関係)。

三 施行期日

この規則は、平成十三年十一月一日から施行することとした。

北海道企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則(規則第百十四号)

一 趣旨
北海道企業立地促進条例の改正に伴い、知事に提出する書類等について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 規則で定める工業団地について規定の整備を行うこととした(第六条関係)。

2 規則で定める市町の区域について規定の整備を行うこととした(第七条並びに別表第二及び別表第三関係)。

3 条例第三条第一項の規定による指定前に当該工場等の工事が完成したときに係る届出について定めることとした(第十条関係)。

4 条例第三条第一項の規定による指定前に当該工場等の操業等を開始したときに係る届出について定めることとした(第十一条関係)。

5 知事に提出する書類の様式について改正することとした(第十三条及び別記様式関係)。

6 知事に提出する書類の部数を正副三通から正副一通に変更することとした(第二十条関係)。

三 施行期日等

1 この規則は、一部の規定を除き、平成十四年四月一日から施行することとした。

2 規則改正に伴う経過措置を講ずることとした。

北海道観光審議会条例施行規則を廃止する規則(規則第百十五号)

一 趣旨及び内容

北海道観光のくにつくり条例の制定に伴い、北海道観光審議会条例施行規則を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十月十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第百十二号

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

—

第六条中「第三条第一項第一号の二」に、「第五号」を「第五号イ」に、「及び第七号イの」を「並びに第七号イ及びロ」に改め、同条ただし書中「同項第一号」を「同項第一号の二」に改め、同条第一号中「第三条第一項第一号の二」に改め、同条第二号中「及び条例第三条第一項第一号」を「第三条第一項第一号の二」に改め、同条第二号中「及び条例第三条第一項第一

三号八に規定する特別対策地域（以下「特別対策地域」という。）を削り、同条第四号中「第三条第一項第七号イの（一）」を「第三条第一項第七号イ（一）」に、「産業集積促進地域及び特別対策地域」を「及び産業集積促進地域」に改め、同条に次の一号を加える。

五 条例第三条第一項第七号ロ（二）に係る場合 札幌市の区域以外の区域

第七条第一項を削り、同条第二項中「別表第三第四号」を「別表第三第二号」に、「別表第三に」を「別表第二に」に改め、同項を同条とする。

第十条第二項中「着手したときは」の下に「前項の規定にかかわらず」を加え、同条に次の一項を加える。

4 指定事業者は、条例第三条第一項の規定による指定前に当該工場等の工事が完成したときは、前項の規定にかかわらず、当該指定の日から十日以内に、別記第五号様式の工事完成届により知事に届け出なければならない。

第十一条に次の一項を加える。

2 指定事業者は、条例第三条第一項の規定による指定前に当該工場等の操業等を開始したときは、前項の規定にかかわらず、当該指定の日から十日以内に、別記第六号様式の操業（事業）開始届により知事に届け出なければならない。

第十三条中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改め、「（条例第三条第一項第一号に規定するISO登録工場にあつては、国際標準化機構が制定した国際規格に適合するものとして登録された日）」を削り、「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式」を「別記第八号様式」に改め、同条各号を削る。

第二十條中「正副三通」を「正副二通」に改める。

9 平成十三年四月一日から北海道企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（平成十三年北海道規則第百十四号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第六十三号）による改正後の北海道企業立地促進条例別表第三第一号に掲げる地域内において、工場、施設又は特定事業所等を新設し、又は増設するための工事に着手した者に係る第八条の規定による指定の申請の期間は、同条の規定にかかわらず、施行日から同日から起算して六十日を経過する日までの期間とする。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

別記第一号様式中「2 継続」を「2 継続（継続）」に改め、同様式別紙4の事項の表中「10 裁」を削り、同様式別紙11の事項の次に次の二事項を加える。

12 市の補助金の交付（予定）

海 助 金 名	交付（予定）額	交付（予定）年月日
---------	---------	-----------

	田	
	田	

注 道の市の補助金（建設工事費に限る。）の交付（予定）があれば記入すること。

別記第五号様式中「第10条第3項」を「第10条第3項（第4項）」に改める。

別記第六号様式中「第2条」を「第2条第1項（第2項）」に改める。

別記第七号様式を次のように改める。

別記第八号様式 第4条

別記第八号様式中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改め、2の事項を次のように改める。

2 補助金の交付 第4条第3項 田 田

田 田 田 田

附 則

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の改正規定、附則に一項を加える改正規定及び別表第一を削り、別表第三を別表第二とする改正規定並びに次項の規定 公布の日

二 第六条第二号及び第四号の改正規定 平成十三年十一月十三日

2 平成十三年四月一日から前項第一号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の北海道企業立地促進条例施行規則別表第二に掲げる市町の区域内において、工場、施設又は特定事業所等を新設し、又は増設するための工事に着手した者に係るこの規則による改正後の北海道企業立地促進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第八条の規定による指定の申請の期間は、同条の規定にかかわらず、施行日から同日から起算して六十日を経過する日までの期間とする。

3 北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第六十三号）附則第四項又は第六項の規定により指定を受ける者については、改正後の規則第十条第四項及び第十一條第二項の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第十條第四項及び第十一條第二項中「条例第三条第一項」とあるのは、「北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第六十三号）附則第四項又は第六項」とする。

北海道観光審議会条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十三年十月十九日

北海道規則第百十五号

北海道知事 堀 達 也

北海道観光振興条例施行規則を廃止する規則
北海道観光振興条例施行規則（昭和三十一年北海道観光振興法第十一号）を 廃止し、
この規則を、この日から施行する。

道 企 業 管 理 規 程

公益法人等への企業職員の派遣等に関する規程を次のように定める。

平成13年10月19日

北海道公営企業管理者 西 川 昌 利

北海道企業管理規程第 8 号

公益法人等への企業職員の派遣等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益法人等への企業職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣職員の給与）

第2条 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）をされた職員（以下「派遣職員」という。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

（職務に復帰した職員に関する給与規程の特例）

第3条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号。以下「給与規程」という。）第26条第1項の規定の適用については、職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第4条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、法の適用を受ける北海道職員等の例により、必要な調整を行うことができる。

（職務に復帰した職員に関する退職手当規程の特例）

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中

に退職した場合を含む。）における北海道企業職員退職手当規程（昭和42年北海道企業局管理規程第3号。以下「退職手当規程」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当規程第5条第1項及び第8条第4項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当規程第5条第2項及び第8条第4項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 退職手当規程第8条第4項の規定は、派遣職員の派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）については、適用しない。

3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法（昭和40年法律第33号）第30条第1項に規定する退職手当等（同法第31条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当規程の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると思われるときは、前条の規定の例により、その額を調整することができる。

（採用された職員に関する給与規程の特例）

第6条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する給与規程第26条第1項の規定については、条例第10条第1項に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（退職派遣者の採用時における処遇）

第7条 法第10条第2項に規定する退職派遣者が同条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、第4条の規定の例により、必要な調整を行うことができる。

（採用された職員に関する退職手当規程の特例）

第8条 法第10条第1項の規定により採用された職員が退職した場合における退職手当規程の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当規程第5条第1項及び第8条第4項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当規程第5条第2項及び第8条第4項に規定する通勤による傷病とみなす。

第9条 職員が、法第10条第1項の規定により、管理者の要請に応じ、引き続き特定法人（退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が、管理者の要請に応じ、退職手当を支給されなくて、引き続き当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者

(役員を含む。以下この項において同じ。)としての勤続期間に通算することと定めてい
るものに限る。)に使用される者(以下「特定法人役職員」という。)となるため退職し、
かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続き法第10条第1項の規定により
職員として採用された場合におけるその者の退職手当規程第8条第1項の規定による在職
期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間
の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当規程第8条
(第5項を除く。)の規定を準用して計算する。

3 職員が法第10条第1項の規定により退職し、引き続き特定法人役職員となった場合に
おいては、管理者が知事と協議して定める場合を除き、退職手当規程の規定による退職手
当は、支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第5条から第8条まで及び次項
の規定は、同年3月31日から施行する。

(退職派遣者の採用等に関する規定の適用)

2 第5条から第8条までの規定は、平成14年3月31日以降に法第10条第1項の管理者の要
請に応じて退職した者について適用する。

(北海道企業職員退職手当規程の一部改正)

3 北海道企業職員退職手当規程の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「(北海道職員等の分限に関する条例(昭和27年北海道条例第60号)第
1条の2第3号に規定する事由による休職を除く。)」を削り、同条第6項を削り、同条
第7項中「前6項」を「前5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7
項とし、同条第9項中「前8項」を「前7項」に改め、同項を同条第8項とする。

第11条第5項中「北海道職員等の分限に関する条例第1条の2第3号に規定する公共的
団体」を「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成13年北海道条例第54
号)第2条第1項に規定する団体」に、「その公共的団体」を「その団体」に、「休職」
を「派遣」に改める。

平成十三年十月十九日

金曜日

六

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課